

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札を行います。

令和元年10月24日

佐賀県果樹試験場長 稲富 和弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 果樹試験場地中熱ヒートポンプ加温実証ハウス施設整備工事
- (2) 工事内容 仕様書のとおり
- (3) 工事終了期限 令和2年1月31日(金)
- (4) 工事場所 佐賀県小城市小城町晴気9-1

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札参加資格確認申請書提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 過去5年以内に佐賀県内において、同種同規模工事の受注実績のある者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ

からキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加資格確認申請書」、「営業概要書」及び「同種工事受注実績書」を令和元年10月30日（水）17時までに必着で、下記の場所へ郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、「入札参加資格確認申請書」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、辞退届を書面で提出してください。

郵送先

佐賀県果樹試験場 総務担当

郵便番号 845 - 0014

佐賀県小城市小城町晴気9 1

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和元年10月31日（木）までに通知します。

5 公告に関する質問等

公告内容に質問がある場合は、質問事項を別添「果樹試験場地中熱ヒートポンプ

加温実証ハウス施設整備工事に対する質問・回答」に記入し、令和元年10月30日（水）17時までに、FAXで下記へ送付してください。回答は令和元年11月1日（金）17時までに佐賀県ホームページに掲載します。

送付先

佐賀県果樹試験場 総務担当

FAX番号 0952-71-1020

4 入札書の提出場所等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和元年11月6日（水）10時

イ 場所 佐賀県小城市小城町晴気91

佐賀県果樹試験場 事務室

ウ 入札方法 郵便による入札（上記日時までに到着したもの）

エ 郵送先 〒845-0014 佐賀県小城市小城町晴気91

佐賀県果樹試験場 総務担当

（入札書は、二重封筒とし、中封筒に業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送してください。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。）

(2) 開札に関する事項

開札は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの前定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 問合せ先

佐賀県果樹試験場 総務担当 電話 0952-73-2275